

「耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望」
有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援
本市におけるイノシシの捕獲頭数は年々増加傾向にあり、令和2年度の捕獲実績は、計画を大幅に上回る834頭となった。ハクビシン動も平成28年度から捕獲活動を強化しており、令和3年度か

「担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望」
一人・農地プランの実質化への取組と農地中間管理事業の活用
令和2年度には、国の事業を活用している地区を優先し、人・農地プランの実質化を行った。また、土佐山・鏡地域では、中山間地域等直接支払制度における集落戦略の策定による実質化を行う。その他の地区も実質化に向けて、各地域における座談会等の場において、関係機関と連携し、農地の利用集積や集約化、農地中間管理事業の推進を共に進めていく。(その他重点要望項目1件と要望項目1件について回答)

「新規参入の促進に関する要望」
新規就農者等に提供する中古ハウスの確保を図る仕組みと支援制度の創設
中古ハウスの活用は新規就農者の参入定着に大変有効な手段であると考え、「高知市担い手育成総合支援協議会」を中心としたサポートチームで、有効な方法の検討や課題の整理を行っている。引き続き、所有者が安心して貸せる仕組みづくりや協力金の支援制度等について検討していく。また、地域への定着を図るための支援として、国の空き家対策事業を活用し農業者に限定した住宅の確保を検討しており、令和4年度に2世帯分を整備し入居について募集をする予定である。(その他重点要望項目1件と要望項目1件について回答)

「市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充」
令和元年度から導入した生産緑地制度については、令和3年1月

「春野地域における新川川流域の水対策」
春野地域の新川川及び支川も含めた河川の拡幅、護岸整備、維持管理は、高知市としても重要な課題であり、引き続き河川管理者である高知県に要望していく。(その他重点要望項目6件について回答)

「国・県への要望」
1日現在で合計7.9haの農地が指定されているが、指定要件を満たさないといった声も一部で聞いている。南海トラフ地震に対応した備えも喫緊の課題となっており、防災協力農地制度の研究や生産緑地制度の指定要件の緩和も含めて検討する。
生産緑地であることの標識の設置については、先進地の状況や昨今の厳しい財政状況からインターネット上での明示とした経過があるが、近隣住民の理解と協力を得ることも重要であるため、安価で効果的な方策について検討する。(その他重点要望項目2件と要望項目7件について回答)

市長から農業施策等に関する意見書に対する回答を受ける

「高知市の農業発展に関する要望」
令和3年度から導入した生産緑地制度については、令和3年1月

「高知市の農業発展に関する要望」
令和3年度から導入した生産緑地制度については、令和3年1月

「高知市の農業発展に関する要望」
令和3年度から導入した生産緑地制度については、令和3年1月

農業委員が任命されました

欠員となっていました農業委員1名が、任命されました。
任期は、令和3年7月1日から令和5年7月19日までです。



植田 俊博
鏡今井
☎088-896-2208



農地賃借料情報提供

令和2年4月から令和3年3月までに公告された農業経営基盤強化促進法の中間管理権を含む賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

高知市農業委員会

地区	田の部							
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料を物納にしている場合			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(kg)	最高(kg)	最低(kg)	
朝倉								
鴨田								
旭								
潮江								
中央								
初月								
秦								
一宮					60	60	60	8
布師田	6,800	12,000	5,000	4	57	60	30	82
高須	9,900	11,000	1,800	8	74	95	50	53
五台山	17,400	20,300	1,800	42	62	90	30	97
三里					58	60	52	6
長浜					45	45	45	4
介良	9,600	10,000	9,300	2	50	60	26	39
大津	14,700	25,000	6,000	25	53	73	30	168
土佐山								
鏡								
春野	8,500	15,000	3,100	42	36	62	18	31

地区	畑の部				施設園芸の部			
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(円)	最高(円)	最低(円)	
朝倉	13,300	13,300	13,300	1				
鴨田								
旭	27,200	30,900	23,500	2				
潮江								
中央								
初月								
秦								
一宮	12,200	12,200	12,200	1				
布師田	7,200	7,200	7,200	1				
高須								
五台山	3,400	3,400	3,400	4				
三里	28,900	30,000	28,600	4	71,700	128,200	21,900	13
長浜	11,800	30,000	5,000	4	49,700	86,900	32,300	6
介良					50,000	50,000	50,000	1
大津					38,200	38,200	38,200	3
土佐山	5,000	5,000	5,000	1	43,100	43,100	43,100	1
鏡								
春野	58,900	100,000	3,900	43	87,400	144,000	9,100	40

- ※1 現物価格で設定されたものは物納に含まれています。
- ※2 物納はすべて米での支払いとなっています。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 特殊な事例(畑・施設園芸での現物での貸借等)については集計の対象外としています。
- ※5 申請に施設園芸等の記載ない場合は畑として集計をしています。

農薬の適正な使用について

農薬を散布するときは、近隣農家や周辺住民とコミュニケーションをとり、無風や風の弱い時など、周辺に影響が少ない天候や時間帯を選んで、農薬が周辺に飛散しないよう注意して防除を行いましょう。



農地銀行

農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください。

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、農地の受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けています。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってほしい」とのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和3年8月現在）

単位：件

地区	売りたい		貸したい		地区	売りたい		貸したい			
	田	畑	田	畑		田	畑	田	畑		
朝倉		1		4	春野町	弘岡上	34	13	3	1	
旭				2		弘岡中	27	2	21		
鴨田	1	2		3		弘岡下	33	6	19	2	
初月		3				西分	4	2	2		
秦		1		1		芳原	6	2		6	
一宮		1				内ノ谷				3	
布師田	17					西諸木	2	2	1		
高須	7	5				東諸木	20	2	1	5	
五台山	15	3				秋山	26	1	7	1	
三里	1	6		7		甲殿	11	1	1	2	
長浜	17	21	12	7		仁ノ	7	1	36	1	
介良	3	2	5	2		西畑	8		6		
大津	43	3	3			森山	38	2	2		
鏡	13	23	12	23		平和		1			
土佐山	2		2								

農業者年金へ加入しませんか

◎農業者年金には、次の要件を満たす方なら経営主だけでなく配偶者や後継者など、どなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方

◎積立方式のため、自分が掛けた金額は年金として生涯もらえます。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで千円単位で自由に変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎認定農業者など意欲のある担い手には、一定の要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

家計や経営にもメリットがある年金です。詳しい内容は、お近くのJAまたは農業委員会事務局（☎088-823-9484）までお問い合わせください。



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門紙です。

◆発行日 毎週金曜日(月4回)

◆購読料 月700円(送料・税込)

お申し込みは…農業委員会事務局(☎088-823-9484)まで。

農地の権利移動、転用には農地法の手続きが必要です

農地法は昭和27年、戦後の農地改革の後に来た法律です。

農地は不動産として私有財産である一方で、農業における生産基盤として、国民全体の食糧供給のための資源という役割も持っていることから、権利の移転や転用等については制限が設けられています。

許可申請や届出などの手続きが必要となるのは、例えば次のような場合です。

①耕作目的での農地の権利移転、設定

転用目的でなく、耕作するための所有権移転や賃借権等の権利設定を行うためには、相続によるものなどの例外を除き、農地法第3条第1項に基づく許可等が必要となります。これは、親族間での贈与等の場合も同様であり、市街化区域や農業振興地域への該当によらず、同様の手続きが必要です。

もし、許可を得ずに売買や賃借を行ったとしても、法律上はその権利の移転、設定は効力を生じないこととされています。

農地法第3条第1項に基づく許可を得て権利を取得するためには、いくつかの要件があり、要件を満たさない場合には、権利の取得ができないことになります。

②農地の転用及び、転用を目的とした権利移転、設定

農地を土地の所有者本人が宅地や駐車場などに転用する場合、および転用を目的として権利の移転、設定をする場合については、前者は農地法第4条第1項の許可等、後者は農地法第5条第1項の許可等が必要です。

なお、都市計画法に基づいて自治体が定める市街化区域の区域内にある農地については、計画的に市街化を促進するという市街化区域の趣旨から、許可申請ではなく届出制となっています。

③その他の場合

①、②であげた以外にも、農地の賃貸借を解約しようとする場合など、農地には、法に基づく手続きが必要となる場面が多く存在しています。

農地に関する法手続きについては、農業委員会事務局(☎088-823-9484)にご相談ください。

農地を相続したときは「農業委員会への届出」が必要です



全国農業図書館リーフ 25-06 より転載

相続等により農地に関する権利を取得されたときは、権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内に、農地が所在する市町村の農業委員会への届出が必要です。

相続した人が自分で、その農地の耕作や管理ができないような場合は、農業委員会が農地の管理についての相談や借り手を探すなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手や分からないことなどがありましたら、農業委員会へお問い合わせください。

農業の悩みを相談できます

高知県農業経営相談センターでは、農業者の方からの農業経営に関する様々な課題について、無料で相談を受け付けています。相談内容により専門家を派遣するなど、課題解決に向けて支援しますので、お気軽にお問い合わせください。

- ・相談例・・・経営診断、会計、経営継承、雇用・労務、6次産業化、法人化、規模拡大に向けた集積、補助事業等
- ・留意事項・・・本センターでの相談は、農業者等の自助努力されている取組に対して専門的見地から判断や助言を行うものであり、農業者等の実務の代行や取引先の斡旋を行うものではありません。

お問い合わせ先・・・高知県農業経営相談センター
(一般社団法人高知県農業会議内) ☎088-824-8555

